

破産者 ワークシード会社
破産管財人（弁護士） 仲 井 晃
破産管財人代理（弁護士） 増 山 健

破産手続に関する Q&A

1. 破産手続について

Q1 ワークシード株式会社（以下「破産会社」といいます。）はいつ破産したのでしょうか。

A1 令和4年2月21日（月）午後3時に、大阪地方裁判所により破産手続開始決定を受けました（事件番号：大阪地方裁判所令和4年（フ）第43号）。

Q2 破産手続とはどのような手続ですか。

A2 支払不能又は債務超過の状態にある債務者について、裁判所の監督のもと、裁判所から選任された破産管財人が、公正・中立の立場で、破産会社の財産を管理し換価することによって債権者に配当を行う手続です。

Q3 破産管財人は誰でしょうか。破産管財人の連絡先を教えてください。

A3 弁護士法人淀屋橋・山上合同の仲井晃弁護士です。また、同法人所属の増山健弁護士が、破産管財人代理に選任されています。

本件に関する外国語によるご連絡は、原則として電子メールのみの対応とさせていただきます（対応言語：英語、中国語（北京語））。

【お問い合わせ先メールアドレス】 workseed-receiver@yglpc.com

電子メールの問い合わせの場合には、物件名称（物件番号）、あなたの氏名と住所を記載してください。

多数の債権者及び関係者の皆様からの問い合わせがあることが予想されますので、ご返信にはお時間を要することがあります。

皆様のご不明点に関して現時点でお伝えできる内容は本ホームページに掲載しておりますので、ご連絡をいただく前に、本ホームページをご参照ください。

Q4 破産管財人はどういう立場の人で、破産の手続では何をするのですか。

A4 破産管財人は、裁判所から選任された弁護士です。

破産管財人には、これまで破産会社と関係のない第三者の弁護士が選任されます。したがって、破産管財人は、破産前の経営には一切関与しておりません。破産管財人は、破産会社の代理人でも、特定の債権者の代理人でもありません。

破産管財人は、裁判所から選任され、公正・中立な立場で、専ら、破産法に定められた破産管財業務を遂行します。

Q5 破産手続は今後どのように進行しますか。

A5 破産管財人が破産会社の財産を調査し、それらを換価・回収したうえで、破産管財業務に必要な費用や租税などの優先的な債権を支払ったのちに、なお残余があれば、それ

を破産債権の額に応じて破産債権者へ平等に分配（配当）します。ただし、本件では、破産会社に十分な財産が残存していないため、現時点で破産債権者への配当ができない可能性が大きく、その場合は、配当をすることなく「廃止」という手続で終了することとなる点をご了承ください。

なお、本件は、裁判所により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の観点から、債権者集会を開催することなく進行すること（非招集型）が決定されています。したがって、これらの調査・換価・回収の状況、配当の見込みや手続については、債権者集会の代替措置として、本ホームページで裁判所への報告の要旨等の情報を適宜公表する予定です。

2. 管理物件の所有者、その他債権者の方からのご質問

Q6 私は破産会社に物件の管理を委託していた物件所有者です。物件の管理はどうなるのでしょうか。

A6 破産会社と物件所有者との間の契約は、委任契約又は準委任契約であり、法律上、破産会社が破産したことにより、当然に終了します（民法第 653 条第 2 号）。

しかし、所有者と借借人との間の賃貸借契約は継続しますので、今後は、物件所有者は、借借人の方から賃料を自身で受け取る必要があるほか、自ら管理をしなければなりません。破産会社が行っていた管理には、物件の修繕等のほか、固定資産税の納税や、管理費の支払も含まれます。

継続して物件の管理を別の業者に委託することを希望する場合は、ご自身で管理会社を探していただく必要があります。

破産管財人から、引継ぎができる管理会社を紹介できる場合には、今後、別途本ホームページでご連絡しますが、このご連絡ができるかは、現時点では不明であることをご理解ください。

Q7 私は破産会社に物件の管理を委託していた物件所有者です。私の物件の所有権はどうなりますか。

A7 今回の破産によって、物件の所有権に変更が加わることはなく、所有者が所有権を失うことはありません。ただし、固定資産税の納税ができない等の理由があれば、物件が差押えを受け、競売にかけられる可能性もありますので、その点にはご注意ください（下記 **Q10** を参照）。

Q8 破産会社に預けていた物件の鍵や書類などを返してほしい。

A8 破産会社から管理物件所有者に対して返還すべき物が残存している場合には、順次、破産管財人より直接連絡の上、返還させていただきます。ただし、賃料等、預り金の返還請求権については、破産債権となり現時点で返金することができません。（下記 **Q9** を参照）。

Q9 管理を委託していた物件の今までの賃料を受領できていません。今すぐ支払ってください。

A9 破産開始決定前に破産会社が所有者の代わりに受領した賃料については、破産会社の破産財団となりますので、破産管財業務に必要な費用や租税などの優先的な債権を支払った後に、なお残余がある場合にのみ、債権者に対して債権額に応じて配当されることとなります。

破産手続は、破産法上の優先順位に従って平等に支払いや配当を行うものですので、

個別事情による優先的な取り扱いを行うことはできません。

なお、破産会社は、事業を停止し資金が尽きた状態で破産手続開始決定を受けており、現時点では配当の見込みは低いといわざるを得ません。配当の見込みについては、判明次第、適宜本ホームページ上でご報告いたします。

Q10 破産会社には、税金の支払いも委託していました。これはどうなるのですか。

A10 納税管理人の権限についても、破産に伴い消滅します。したがって、破産会社が代わりに納税を行ったり、納税通知書を受領することもできません。令和4年度（2022年度）の納税通知書については、税務当局から物件所有者の登記上の住所宛てに送付される見込みです。納税については、所有者本人が行うか、新たな管理業者を探す必要があります。

Q11 物件の管理費用はどうすればよいですか。

A11 区分所有建物（マンション）の場合、多くは管理組合に管理費や修繕積立金を支払う必要があります。かかる支払いについても、破産会社の破産後は、破産会社によって行うことができないため、所有者本人が行うか、新たな管理業者を探す必要があります。

Q12 破産手続が始まったことの正式な通知はもらえるのでしょうか。破産管財人から未だに何の連絡も受け取っていないのですが。

A12 破産会社の債権者の皆様には、破産手続開始通知書が送付されます。

2022年3月中旬頃までにお手元に届かない場合には、破産会社が把握している住所が不十分であったか、住所変更を把握できていない可能性がございます。確認いたしますので、氏名・ご自身の住所・管理物件の名称及び住所を記載の上、破産管財人宛てにメールでご連絡ください（メールアドレスは、Q3を参照。）。

Q13 「破産手続開始通知書」を受領しましたが、何か手続をする必要がありますか。

A13 本件については、裁判所の決定により、破産債権の調査を留保する取扱いとなっておりますので、現時点では債権届出は不要です。したがって、現時点で何らかの手続をしていただく必要はありません。

3. 管理物件にお住まいの方/賃借人の方からのご質問

Q14 破産会社が管理していた物件に居住している賃借人の者です。破産に伴い、立ち退きが必要なのでしょうか。私の方で、何かすべきことはありますか。

A14 破産の後も、賃借人と物件所有者との間の賃貸借契約は継続します。したがって、賃料の支払いその他契約上の義務を履行している限りは、引き続き居住することができます。

ただし、破産に伴い、物件所有者と破産会社との管理契約が終了しますので（Q6ご参照）、破産会社及び破産管財人は賃料を代わりに受け取ることができなくなり、従前賃料を振り込まれていた銀行口座も、使用できなくなります。したがって、原則として、ご自身で物件の所有者又は所有者が指定する業者等に対して、賃料を支払い続ける必要があります（賃料を支払わない場合には、賃貸借契約が解除されるおそれがあります。）。支払いの方法については、所有者又は所有者が委託する新たな管理会社の指示に従ってください。

なお、所有者と連絡が取れない場合や、賃料支払いについて心配がある場合には、速

やかに弁護士等の専門家にご相談ください。破産管財人宛てにご連絡をいただいても、個別に対応することはできませんので、ご了承ください。

4. 管理物件に関する業務を受託していた方/破産会社と契約関係にあった方からのご質問

Q15 破産会社から、管理や収納代行等の業務を受託していた者です。契約関係はどうなりますか。

A15 破産会社と管理・収納代行等に関する契約は、破産開始手続開始決定がなされたことにより終了しました（民法第 653 条第 2 号）。したがって、貴社は、今後、物件の賃借人から賃料を収受する権限はなくなります。賃借人に対しても、そのように周知していただき、かつ、賃借人の方には上記 **Q14** をご確認くださいようご連絡いただきたく、ご協力のほどお願い申し上げます。

Q16 破産会社との管理等契約に基づき保管している賃料やその他の預り金は、どうしたらよいのですか。

A16 破産会社と物件の所有者との間の管理契約は破産により終了しています。したがって、破産会社及び破産管財人が、賃料その他の預り金を受領することはできません。これらの賃料その他の預り金がある場合は、物件所有者に直接返還していただく必要がございます。

5. 管理物件の管理組合からのご質問

Q17 破産会社に対して管理費を請求していました。今後はどうすればよいのですか。

A17 破産会社と管理・収納代行等に関する契約は、破産開始手続開始決定がなされたことにより終了しました（民法第 653 条第 2 号）。したがって、管理組合からの管理費請求については、物件所有者に対して行っていただく必要があります。

6. その他

Q18 破産管財人を名乗る人物から、お金を払えば破産会社に支払ったお金を取り戻せるという勧誘がありましたが、そのようなことはありますか。

A18 破産管財人から債権者の皆様に対して金銭のお支払いを要求することはありません。破産管財人から金銭のお支払いを請求するのは、破産会社に対して債務を負う者に限られます。

破産手続では、担保権などの法律に定める優先的な権利をお持ちでない限り、皆様の債権に対して一律かつ平等に配当を実施することになります。一部の債権者に対してのみ優先的にお支払いすることはありませんので、ご注意ください。

破産管財人からの案内がある場合は、ホームページ上で告知するほか、皆様への郵便により行う予定です。

以上